

# 第 23 回総会議事録

(令和 7 年 5 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

| 横浜市中央農業委員会 第8期第23回総会 議事録 |   |
|--------------------------|---|
| 日 時                      | 令和7年5月26日(月) 午後2時00分～午後3時30分  |
| 開催場所                     | 都筑区総合庁舎6階会議室  |
| 出席者の状況                   | 総委員数 19名<br>出席委員数 17名<br>欠席委員数 2名<br>※別添出欠状況表のとおり   |
| 開催形態                     | 公開(傍聴者0人)   |
| 議 題                      | <p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について</p> <p>第9号議案 地域計画の案に関する意見聴取について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した4月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 令和7年度農地パトロール(利用状況調査)のスケジュールについて</p> |
| 審議結果                     | <p>第1号議案</p> <p>6番 許可</p> <p>7番 許可</p> <p>8番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>4番 許可相当</p> <p>5番 許可相当</p> <p>6番 許可相当</p> <p>第3号議案</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | 6番 証明交付<br>第4号議案<br>2番 証明交付<br>第5号議案<br>4番 利用確認<br>第6号議案<br>1番 承認<br>2番 承認<br>第7号議案<br>5番 協力<br>第8号議案<br>決定<br>第9号議案<br>決定<br>第10号議案<br>決定  |
| 議 事 |   |
| 事務局 | (開会 午後2時00分)<br>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。<br>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。  |
| 議長  | それでは、ただ今から第23回総会を開催します。<br>本日の議事録署名人は、議席番号8番 白井 秀幸 委員、9番 阿部 敏委員にお願いします。<br>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。<br>6番について、事務局から説明して下さい。  |
| 事務局 | こちらの案件につきまして、申請後に譲渡人が死亡していることが確認されました。横浜市の法務担当に、申請書は有効であることを確認し、また、本審議については譲受人が申請地を耕作することについて要件を満たすかどうかを判断するものであるため、このまま審議に入らせていただきます。<br>申請者は所有権移転を希望しており、話がまとまったため申請するものです。<br>譲渡人は、申請地以外にも近隣で耕作を行っていますが、労力不足のため申請地を購入できる人を探していました。譲受人は、現在隣接地および近隣で露地野菜を中心に耕作しており、農業技術についても問題ありません。<br>常時従事者は本人、母、妻の3名です。<br>周辺との調和要件についても、地域事情も分かっており問題ないと考えられます。通作距離も現在耕作地と隣接しているため問題ありません。 |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>   |
| 議長     | <p>6番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。</p>  |
| 野路委員   | <p>事務局の説明のとおり、横浜市の法務担当にも申請書は有効であるとの見解を確認しておりますので問題ないと考えております。</p>   |
| 議長     | <p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。<br/>意見等が無いようですので、6番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員     | <p>(挙手)</p>   |
| 議長     | <p>賛成多数と認め、6番は許可と決定します。<br/>続いて、7番について事務局から説明してください。</p>  |
| 事務局    | <p>申請者は所有権移転を希望しており、話がまとまったため申請するものです。<br/>譲渡人は、申請地以外にも近隣で耕作を行っていますが、労力不足のため申請地を購入できる人を探していました。譲受人は、現在隣接地および近隣で露地野菜を中心に耕作しており、農業技術についても問題ありません。住所は市外になっていますが、実家は新治町にあり、そこから日常的に通作をしています。<br/>常時従事者は本人、弟、子の3名です。<br/>周辺との調和要件についても、地域事情も分かっており問題ないと考えられます。<br/>通作距離も現在耕作地と隣接しているため問題ありません。<br/>世帯所有農地も良好に耕作されていることを確認しています。<br/>以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p> |
| 議長     | <p>7番について、地区担当の齊藤推進委員の意見はいかがですか。</p>  |
| 齊藤推進委員 | <p>事務局の説明のとおり、二拠点で農業を頑張っていこうとされている方で、何ら問題ないと考えております。</p>  |
| 議長     | <p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。<br/>他の委員の意見が無いようですので、7番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員     | <p>(挙手)</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>賛成多数と認め、7番は許可と決定します。<br/>         続いて、8番について事務局から説明してください。</p>   |
| 事務局  | <p>譲渡人は労力不足により耕作困難であり、近隣農地所有者である譲受人に当該農地を貸し付けていましたが、貸付期間の満了に伴い、購入する話がまとまったため申請するものです。</p> <p>譲受人世帯の経営農地約233アールは、露地野菜畑として全て効率的に利用されており、農業技術についても問題ありません。</p> <p>今回の申請地は引き続き野菜畑として利用予定です。</p> <p>地域との調和要件についても、譲受人世帯は既に地区内で耕作をしているため問題ないと考えます。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>   |
| 議長   | <p>8番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>  |
| 平本委員 | <p>地元でも良い野菜栽培をされていて有名な方です。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと考えております。</p>  |
| 議長   | <p>8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、8番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員   | <p>(挙手)</p>   |
| 議長   | <p>賛成多数と認め、8番は許可と決定します。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。4番について、事務局から説明してください。</p>  |
| 事務局  | <p>申請者は高齢のため農業経営の縮小を考え、申請地の有効活用を検討していたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は、新車・中古車の販売をしており、売上が好調で賃借する駐車場を増やしましたが、解約通知を受けました。現在利用している別の駐車場の配置変更をして、駐車台数を増やしても、60台分のスペースが足りず、新たな駐車場が必要となりました。申請地は、60台分駐車でき、借受法人の店舗や駐車場がある都筑区エリアで、高速道路のインターから2km圏内の土地として選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に中川中学校、すくすく保育園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。出入口を東側と西側に設けます。北側は既存のコンクリートブロック及びフェンスを活かします。南側は鋼板土留めを設置し、土砂流出を防止します。</p> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>   |
| 議長       | <p>4番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。</p>   |
| 金子宏正推進委員 | <p>現地を確認しました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと考えております。</p>  |
| 議長       | <p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員       | <p>(挙手)</p>  |
| 議長       | <p>賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、5番について、事務局から説明してください。</p>  |
| 事務局      | <p>申請者は一緒に耕作していた父が亡くなり、農業経営の縮小を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は不動産業を営んでおり、管理している港北区高田西一丁目の駐車場がマンション建設により閉鎖するため、80台分の移動先を探していました。4月に都筑区東山田町の農地転用申請をして、20台を移動させる計画を進めていますが、残り60台の移動先はまだ調整できていません。そこで、そのうち15台を申請地に移動させる計画です。申請地は借受法人の事務所から近く管理しやすい場所として選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に東山田駅があります。</p> <p>被害防除について、敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。出入口は西側に設け、出入りの際、南側の河川管理用通路は利用しません。北側は既存のコンクリートブロック及びフェンスを活かし、東・南側はコンクリートブロック2段を設置し、土砂流出を防止します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p> |
| 議長       | <p>5番について、地区担当の加藤保委員が欠席のため、飯塚推進委員の意見はいかがですか。</p>   |
| 飯塚推進委員   | <p>地区担当の加藤保委員より、5月15日に事務局と現地を確認し、何ら問題ないと考えていると聞いております。</p>   |
| 議長       | <p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>します。</p>   |
| 委員     | <p>(挙手)</p>   |
| 議長     | <p>賛成多数と認め、5番は許可相当とし市に進達します。<br/>続いて、6番について、事務局から説明してください。</p>  |
| 事務局    | <p>本申請による転用用途は、駐車場です。申請者は相続で取得しましたが、高齢となり後継者もないことから申請地の有効活用を考えているところ、駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請するものです。借受法人は都筑区東方町に事務所を構える運送事業者です。以前、借受人が勤めていた運送会社が廃業することとなり、事業を継承するために新たに起業した法人です。既存顧客が20社ほどおり、これからの会社から漏れなく受注するにはトラック5台が必要となります。申請地の選定条件として、高速道路から2Km圏内で700～800㎡の面積であり、大型トラックの出入りが可能な事業地を探していたところ、今回の申請地で話がまとまりました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に都田幼稚園と池辺保育園があり、前面道路に上・下水管があります。</p> <p>敷地内は転圧の上、砕石敷きとし雨水は自然浸透させます。北側と南側の境界には地上50cmの鋼板土留めを新設し、隣接地への砕石の流失を防ぎます。西側の隣地は既存コンクリートブロックを活かします。出入口部分を除く東側はH鋼土留めを新設します。出入口部分はアスファルト舗装の上、スロープとします。なお、隣接農地へは事業計画については説明済みです。出入口部分をスロープでアスファルト舗装にした上で雨水は前面道路にある雨水桝に排水処理することについて都筑土木事務所と協議済みです。</p> <p>敷地内の切土・盛り土の高さ及び施工面積は盛土規制法は適用外です。<br/>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p> |
| 議長     | <p>6番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。</p>  |
| 根本推進委員 | <p>事務局の説明のとおり、何ら問題ないと考えております。</p>   |
| 議長     | <p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。<br/>無いようですので、6番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員     | <p>(挙手)</p>   |
| 議長     | <p>賛成多数と認め、6番は許可相当とし市に進達します。<br/>続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」</p>   |

審議します。6番について、事務局から説明してください。

事務局 6番について、立地基準は第3種農地です。10年間、駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

議長 6番について、委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、6番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、6番につきまして証明交付とします。  
続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。  
2番について、事務局から説明してください。

事務局 当該地は荏子田一丁目の生産緑地2か所です。相続人は医師との兼業農家ですが、息子と一緒に当該地を果樹畑・露地野菜畑として耕作しており、今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。

現地の状況については地区担当の関戸委員に確認いただいております。

なお、電柱および支線、街灯を除外しています。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長 2番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。

関戸委員 事務局の説明のとおり、問題ないと考えております。

議長 2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員 除外している支線について、支線のどの部分の面積を除外していますか。

事務局 支線が埋まっていることで耕作できなくなっている部分の面積のみを除外しています。

議長 2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、2番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>賛成多数のため、2番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。4番について、事務局から説明してください。</p>  |
| 事務局  | <p>こちらの案件につきまして、対象農地は、露地野菜や果樹を中心に適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>   |
| 議長   | <p>4番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>  |
| 平本委員 | <p>地権者及び事務局と現地確認を行いました。キャベツを中心に栽培されている方で、一部、トウモロコシの直売もされている方です。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと考えております。</p>   |
| 議長   | <p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員   | <p>(挙手)</p>   |
| 議長   | <p>賛成多数と認め、4番については適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。</p> <p>続いて、第6号議案「農地造成工事の承認について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>   |
| 事務局  | <p>申請地は長津田町の調整区域にある露地野菜畑です。水はけと作業性を改善するため、土の入れ替えと平坦な形状にする目的で農地造成を行います。</p> <p>申請地の西側は道路があり、南東側には住宅があります。隣接している農地は北側にある露地野菜畑と、2番で農地造成許可申請している畑です。造成は現況および北側の畑の高さと合わせるため、切土は現在の高さから最大 175 cm行い、盛土は最大 185 cm行います。北側の畑とはほぼフラットにします。</p> <p>現況から最も高くなる部分は、西側の接道面付近が最大 40 cm上がりますが、30 cm以上盛土する施工範囲は 78 m<sup>2</sup>に抑えます。道路と水路に接する部分は土砂流出防止のため土留鋼板を設置し、北側の隣地境界には素掘り側溝を掘ります。宅地と接する部分は既存コンクリートブロックのほか、工事中は飛散防止のため防音シートを設置します。</p> <p>計画内容について、隣地所有者の同意を得ています。また、横浜市の技術的基準に適合していることを北部農政事務所に確認しています。盛土規制法の許可申請対象外であることを、横浜市建築局調整区域課に確認済みです。</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | 以上、計画は妥当と考えます。   |
| 議長   | 1 番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。   |
| 杉崎委員 | 事務局の説明のとおり、何ら問題ないと考えております。   |
| 議長   | 1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。<br>無いようですので、1 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 委員   | (挙手)   |
| 議長   | 賛成多数と認め、1 番について承認と決定します。<br>続いて、2 番について事務局から説明してください。  |
| 事務局  | 申請地は長津田町の調整区域にある露地野菜畑です。水はけと作業性を改善するため、土の入れ替えと平坦な形状にする目的で農地造成を行います。<br>申請地の東側は道路があり、南側には住宅があります。隣接している農地は北側にある露地野菜畑と、1 番で農地造成許可申請している畑です。造成は現況および北側の畑の高さと合わせるため、切土は現在の高さから最大 190 cm 行い、盛土は最大 195 cm 行います。北側の畑とはほぼフラットにします。<br>現況から最も高くなる部分は、東側の接道面付近が最大 55 cm 上がりますが、30 cm 以上盛土する施工範囲は 179 m <sup>2</sup> に抑えます。道路と水路に接する部分は幅 2.5m のスロープを作り、法面は植栽シートで保護するほか、道路との境界線には土砂流出防止のため土留鋼板を設置します。北側の隣地境界には素掘り側溝を掘ります。宅地と接する部分は既存コンクリートブロックのほか、工事中は飛散防止のため防音シートを設置します。<br>計画内容について、隣地所有者の同意を得ています。また、横浜市の技術的基準に適合していることを北部農政事務所に確認しています。盛土規制法の許可申請対象外であることを、横浜市建築局調整区域課に確認済みです。<br>以上、計画は妥当と考えます。 |
| 議長   | 2 番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。   |
| 杉崎委員 | 事務局の説明のとおり、何ら問題ないと考えております。   |
| 議長   | 2 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。<br>無いようですので、2 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 委員   | (挙手)   |
| 議長   | 賛成多数と認め、2 番について承認と決定します。   |

続いて、第7号議案、「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。5番について、事務局から説明してください。

事務局 買取希望がある場合は、6月6日（金）を期限として事務局までご連絡ください。

議長 5番について、あっせんに協力します。  
続いて、第8号議案「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」審議します。事務局から説明してください。

事務局（福留） 毎月皆様に活動記録を提出いただいておりますが、それらの記録の令和6年度分を事務局で集計しましたので、この議案ではそれらの集計結果をもとに、昨年度の活動結果を点検し、振り返りのコメントを作成するものです。

この結果は県に提出し、農業委員会活動の透明化のため県のホームページに公表される予定です。

事務局案として点検・評価コメントを記載させていただいておりますので、これらも参考にご審議いただければと思います。

議長 第8号議案について、委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、8号議案について決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第8号議案について決定とします。  
続いて、第9号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 地域計画と農用地集積等促進計画搭載予定の農地（令和7年8月始期）をご覧ください。搭載状況の概要について、搭載者数は111名（うち中央農業委員会管内56名）、搭載筆数828筆（うち中央農業委員会管内383筆）、搭載面積731,730㎡（うち中央農業委員会管内321,597㎡）です。

内訳として、今回、地域計画に新たに搭載される人と筆を掲載しております。地域計画に搭載が必要な事業としましては、農地中間管理事業による農地の貸し借り、または国費事業等による希望者の方、また認定農業者を対象とした融資制度スーパーL資金といった方が対象となりますが、今回追加で搭載されるのは農地中間管理事業で8月から新たに貸し借りする土地と人になります。

続いて、変動内訳をご覧ください。新しく加入する人が43名、95筆うち中央農業委員会管内26名、64筆になります。地域計画及び農用地等促進計画搭載予定農地一覧をご覧ください。搭載要因は全て促進計画（農地中間管理機構の貸し借り）になっております。

今回は、搭載農地一覧と耕作者について、土地と人の搭載が問題ないかご意見いただければと考えています。こちらの議案の説明は以上です。

議長 第9号議案について、意見、質問等がありますか。  
無いようですので、第9号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第9号議案については決定とします。  
続いて、第10号議案「農地利用集積等促進計画の意見照会について」審議します。  
事務局から説明してください。

事務局 区別設定内容一覧(出し手分)をご覧ください。これは地権者が農地中間管理機構に貸付ける一覧となっており合計設定筆数は61筆、面積は43,646.41㎡です。  
続いて、区別設定内容一覧(受け手分)をご覧ください。これは農地中間管理機構が耕作者に貸付ける一覧となっており、設定筆数は64筆、面積は47,351.41㎡です。  
こちらの議案の説明は以上です。

議長 第10号議案について、意見、質問等がありますか。  
無いようですので、第10号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第10号議案については決定とします。  
議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。

野路委員 報告事項第1号から第7号について、事務局から説明してください。

事務局 報告事項第1号から第7号まで一括で報告。

野路委員 ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。  
無いようですので、報告事項第1号から第7号までを了承とします。  
続いて、第8号について、事務局から説明してください。

事務局 今年度につきましても農地法に基づき農地の利用状況調査を実施します。調査方法の確定、実施の正式な依頼につきましては、6月の総会にてご説明させていただく予定です。

|      |  |
|------|--|
| 野路委員 | ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。<br>無いようですので、報告事項第8号を了承とします。<br>これをもちまして、第23回総会を終了します。<br>(午後3時30分閉会) |
|------|--|

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年5月26日開催 第23回総会出欠状況

【農業委員】

| 番号 | 氏名    | 役職名     | 出欠状況 | 備考     |
|----|-------|---------|------|--------|
| 1  | 角田昇   | 会長      | 出席   | 議長     |
| 2  | 野路幸子  | 会長職務代理者 | 出席   |        |
| 3  | 飯田清   |         | 出席   |        |
| 4  | 加藤義晴  |         | 出席   |        |
| 5  | 小島重信  |         | 出席   |        |
| 6  | 平本武夫  |         | 出席   |        |
| 7  | 坂田清一  |         | 出席   |        |
| 8  | 白井秀幸  |         | 出席   | 議事録署名人 |
| 9  | 阿部敏   |         | 出席   | 議事録署名人 |
| 10 | 金井健   |         | 欠席   |        |
| 11 | 小池誠一郎 |         | 出席   |        |
| 12 | 岡本肇   | 連合会理事   | 出席   |        |
| 13 | 菅沼進   |         | 出席   |        |
| 14 | 杉崎精一  |         | 出席   |        |
| 15 | 関戸裕一  | 連合会理事   | 出席   |        |
| 16 | 小川名重典 | 連合会理事   | 出席   |        |
| 17 | 加藤保   |         | 欠席   |        |
| 18 | 石井芳明  |         | 出席   |        |
| 19 | 守谷弘   |         | 出席   |        |

【農地利用最適化推進委員】

| 番号 | 氏名   | 役職名   | 出欠状況 | 備考 |
|----|------|-------|------|----|
| 1  | 飯嶋啓吾 |       | 出席   |    |
| 2  | 荻野清  | 連合会理事 | 出席   |    |
| 3  | 金子宏正 |       | 出席   |    |
| 4  | 川田昭一 |       | 出席   |    |
| 5  | 鈴木昇  | 連合会理事 | 出席   |    |
| 6  | 関口正徳 |       | 出席   |    |
| 7  | 中山勝  |       | 出席   |    |
| 8  | 根本栄治 |       | 出席   |    |
| 9  | 村岡鐘  |       | 出席   |    |
| 10 | 井上太市 |       | 出席   |    |
| 11 | 内田英一 | 連合会理事 | 出席   |    |
| 12 | 大矢勝  |       | 出席   |    |
| 13 | 金子晴男 |       | 出席   |    |
| 14 | 河原俊一 | 連合会監事 | 欠席   |    |
| 15 | 小原甲史 |       | 出席   |    |
| 16 | 齋藤春美 |       | 出席   |    |
| 17 | 佐藤孝春 |       | 出席   |    |
| 18 | 新川和生 |       | 出席   |    |
| 19 | 森正明  |       | 出席   |    |

その他会議に出席した関係者の氏名：なし